議事運営に関する要綱新旧対照表

議事運営に関する要綱

第1条~第5条 略

議事運営に関する要綱

(議事)

第6条 略

2 略

(議事)

第1条~第5条 略

第6条 略

2 略

3 付議案件のうち議決を要しないものは、 質疑終結まで議題とし、委員会に付託しない。ただし、市の出資に係る法人の事業計 画及び予算並びに決算については、予算審 査特別委員会又は決算審査特別委員会(以 下「予算・決算審査特別委員会」という。) で質疑することができる。 3 付議案件のうち議決を要しないものは、 質疑終結まで議題とし、委員会に付託しない。ただし、<u>次の各号に掲げる案件は、当</u> <u>該案件が上程された議会の</u>予算審査特別 委員会又は決算審査特別委員会(以下「予 算・決算審査特別委員会」という。)で質 疑することができる。

- (1) 市の出資に係る法人の事業計画及び 予算並びに決算
- (2) 健全化判断比率の報告
- (3) 資金不足比率の報告
- (4) 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果の通知に係る事項の報告

 $4\sim6$ 略

第7条 略

(委員会)

第8条 略

 $2 \sim 9$ 略

10 予算・決算審査特別委員会の総括質疑及 び第6条第3項各号に掲げる案件に対す る質疑での各会派の持ち時間は、あわせ て、12分×会派構成議員数以内とし、会 派に属さない議員は、12分以内とする。 この場合において堺市議会運営委員会要 網(平成6年制定)第1条の2第1項に規 定する交渉会派の持ち時間は答弁時間を 含むものとし、同条第2項に規定する非交

 $4 \sim 6$ 略

第7条 略

(委員会)

第8条 略

 $2 \sim 9$ 略

10 予算・決算審査特別委員会の総括質疑並 びに市の出資に係る法人の事業計画及び 予算並びに決算に関する質疑での各会派 の持ち時間は、あわせて、12分×会派構 成議員数以内とし、会派に属さない議員 は、12分以内とする。この場合において 堺市議会運営委員会要綱(平成6年制定) 第1条の2第1項に規定する交渉会派の 持ち時間は答弁時間を含むものとし、同条 現 行

第2項に規定する非交渉会派等(以下単に「非交渉会派等」という。)の持ち時間は答弁時間を含まないものとする。なお、状況により、委員長においてこれを弾力的に取り扱うものとする。また、討論については、1人30分以内とする。

11~18 略

(傍聴)

第10条 略

2 略

(1)~(3) 略

(4) 委員会等の音声傍聴は、控室で実施し、定員は40人とする。

3 • 4 略

(会議録等)

第11条 略

- 2 会議録及び前項の記録が印刷配布されるまでの間、議員は、審議資料として<u>録音ラープ複製</u>又は聴取による発言記録の提出を申し出ることができる。
- 3 略

第12条~第13条 略

改正案

渉会派等(以下単に「非交渉会派等」という。)の持ち時間は答弁時間を含まないものとする。なお、状況により、委員長においてこれを弾力的に取り扱うものとする。また、討論については、1人30分以内とする。

11~18 略

(傍聴)

第10条 略

2 略

(1)~(3) 略

- (4) 委員会等の<u>モニター傍聴(モニター装</u> <u>置による会議の傍聴をいう。)</u>は、控室 で実施し、定員は40人とする。
- 3 4 略

(会議録等)

第11条 略

- 2 会議録及び前項の記録が印刷配布されるまでの間、議員は、審議資料として<u>録音</u> 記録媒体の複製又は聴取による発言記録の提出を申し出ることができる。
- 3 略

第12条~第13条 略

附則

この要綱は、平成25年8月 日から施行する。